

成田市手数料条例の一部を改正するについて

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び 都市の低炭素化の促進に関する法律の改正概要

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (省エネ基準への適合義務等の改正)

○改正の目的及び改正点

建築物の省エネ化を推進するため、原則、**すべての建築物**について省エネ基準への適合を**義務化**する。また、建築物が適合義務化されることに伴い、住宅に関する既存の届出及び任意の申請である建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請を廃止。

改正前		改正後	
	非住宅	住宅	
300㎡以上	適合義務	届出義務	300㎡以上
300㎡未満	説明義務	説明義務	300㎡未満

※10㎡以下の建築物は対象外

○その他改正箇所

性能向上計画認定の計算方法に標準計算と誘導仕様基準を併用する計算方法を追加。

標準計算	建物の壁面などの構成により熱還流率等や設置する各設備のエネルギー消費量及び太陽光発電設備などによるエネルギー削減量等などの細かい計算により評価する方法
誘導仕様基準	細かい計算によらず建築物の外壁や天井等の各部位及び建物に設置する各設備の性能・仕様を基準として定められており、それに合致するかどうかで評価する方法

都市の低炭素化の促進に関する法律 (算定方法の追加)

低炭素建築物新築等計画認定に関する基準については、建築物省エネ法の算定方法に準じることから、建築物省エネ法と同様に標準計算と誘導仕様基準を併用する計算方法を追加。

建築基準法の改正概要

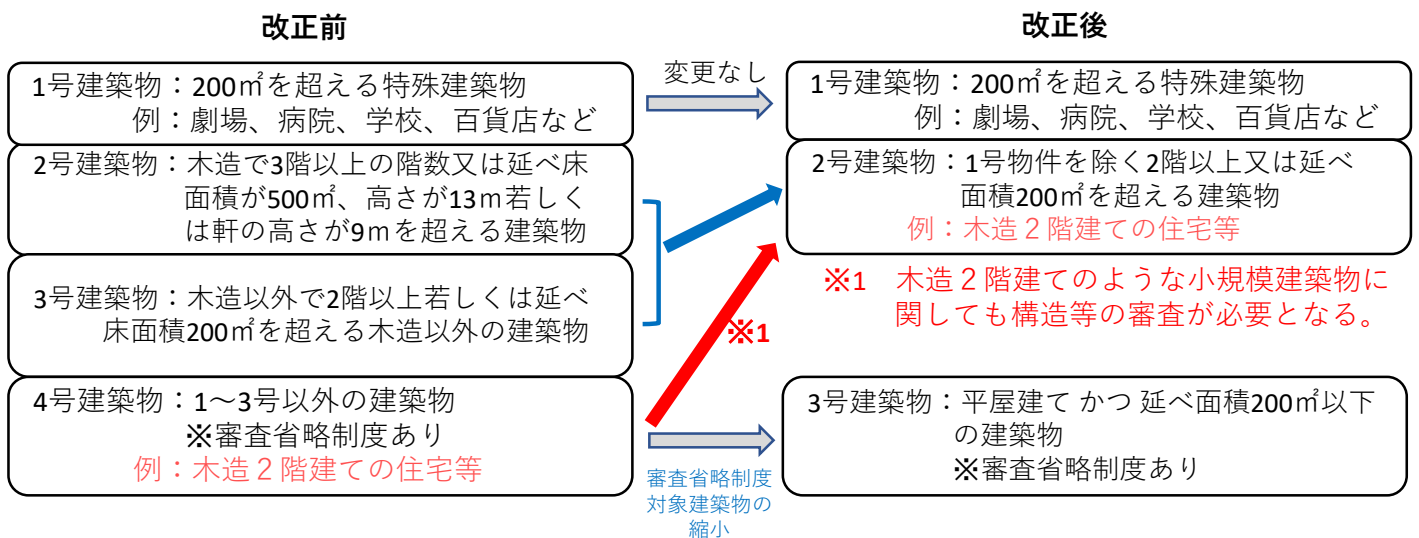
建築基準法 (建築物区分及び審査省略制度の見直し)

○改正の目的

建築物の省エネ義務化などに伴い重量化する建築物に対応して、構造安全性基準への適合を確実に担保し、消費者が安心できる環境を整備するため、木造建築物の建築確認申請時の確認必要項目を見直す。

○建築物区分及び審査省略制度の見直し

木造2階建て等の小規模建築物に関しては、建築士が設計を行う場合には、採光・換気計算や構造計算等が建築確認申請における審査は不要であったが、改正後は、木造2階建ての建築物も審査対象となる。

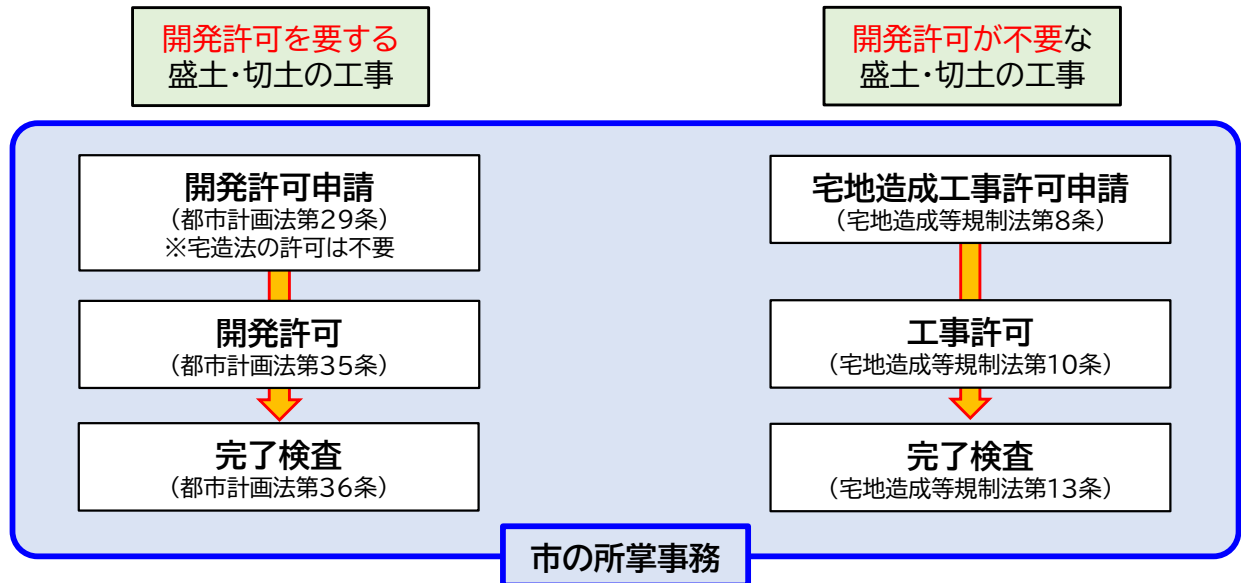


※改正に伴う審査時間の見直し

審査時間については、千葉県に準じているが、千葉県は審査時間の検討にあたり、審査全般が実態に合うよう、他県や民間の指定確認検査機関にヒアリングを行い審査時間を設定。

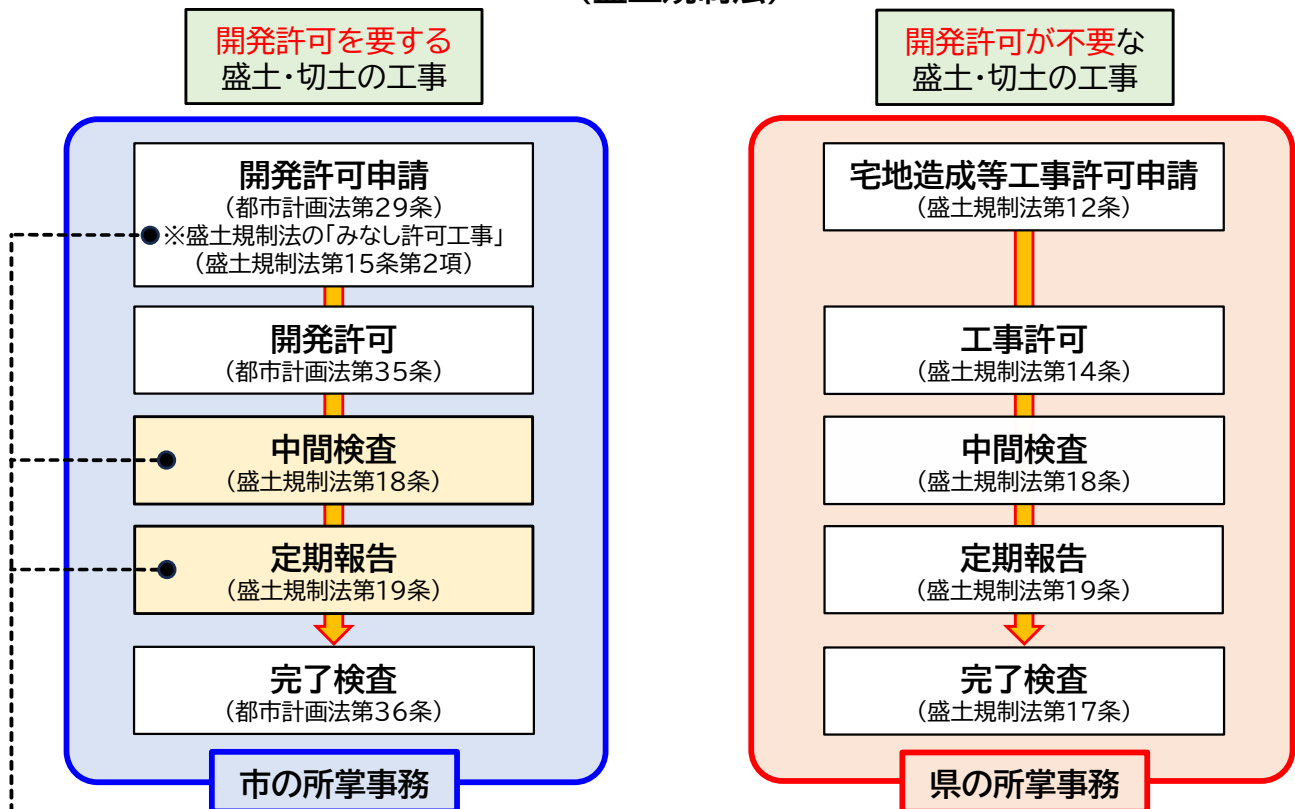
宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う事務フロー

宅地造成等規制法



令和7年5月26日施行

宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)



※みなし許可工事とは、都市計画法による開発許可を受けた工事については、盛土規制法の許可を受けた工事とみなすもの

中間検査：一定規模以上の盛土等があり、かつ、特定工程（暗渠排水施設の設置）を含むものが対象

定期報告：一定規模以上の盛土等がある場合、3か月ごとの報告が必要